

職 補 一 1 1 0

令和7年3月31日

〔 各 府 省 官 房 長 等
各 行 政 執 行 法 人 の 長
日本郵政株式会社人事部長 〕 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「アフターケアの範囲の基準等について」の一部改正について（通知）

「アフターケアの範囲の基準等について（昭和63年4月8日職補一184）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第13 熱傷の傷病者に対するアフターケア 1 (略) 2 アフターケアの範囲の基準 (1)・(2) (略)	第13 熱傷の傷病者に対するアフターケア 1 (略) 2 アフターケアの範囲の基準 (1)・(2) (略)

<p>(3) 「検査」は、次に掲げる検査を、(1)の「診察」の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として年1回行う。</p> <p>ア <u>末梢^{しょう}血液一般・生化学的検査</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 「薬剤又は治療材料の支給」は、次に掲げる薬剤を、(1)の「診察」の都度、必要に応じて支給する。</p> <p>ア <u>鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</u></p> <p>イ <u>血行促進剤（外用薬を含む。）</u></p> <p>ウ <u>抗菌薬（外用薬を含む。）</u></p> <p>エ <u>皮膚保湿剤</u></p> <p>オ <u>皮膚保護剤</u></p> <p>カ <u>抗アレルギー薬</u></p> <p>キ <u>末梢^{しょう}神経障害治療薬</u></p> <p>ク <u>神経障害性^{とう}疼痛治療薬</u></p> <p>第14 外傷により末梢^{しょう}神経を損傷した者に対するアフターケア</p>	<p>(3) 「検査」は、次に掲げる検査を、(1)の「診察」の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として年1回行う。</p> <p>ア <u>末^{しょう}血液一般・生化学的検査</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 「薬剤又は治療材料の支給」は、(1)の「診察」の都度、必要に応じて<u>外用薬等（抗菌薬を含む。）</u>を支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第14 外傷により末梢^{しょう}神経を損傷した者に対するアフターケア</p>
--	---

1 趣旨

外傷により末梢^{しょう}神経を損傷した者は、症状固定後においても末梢^{しょう}神経損傷に起因する複合性局所疼痛^{とう}症候群（CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）又は末梢^{しょう}神経障害性疼痛^{とう}等の激しい疼痛^{とう}が残存する場合があり、この痛み等を緩和する必要があることから、これらの者に対し、アフターケアを実施して症状固定時の状態の維持を図り、円滑な社会生活を営ませようとするものである。なお、アフターケアの対象たる末梢^{しょう}神経障害性疼痛^{とう}等の激しい疼痛^{とう}が残存する者とは、傷病名に加え、末梢^{しょう}神経に損傷があることが医学的に確認できる者をいうものとする。

2 アフターケアの範囲の基準

- (1)・(2) (略)
- (3) 「検査」は、次に掲げる検査を、(1)の「診察」の結果医学的に必要と認められる者に

1 趣旨

外傷により末梢^{しょう}神経を損傷した者は、症状固定後においても末梢^{しょう}神経損傷に起因するRSD（反射性交感神経ジストロフィー）又はカウザルギーを生ずる場合があり、この痛み等を緩和する必要のあることから、これらの者に対し、アフターケアを実施して症状固定時の状態の維持を図り、円滑な社会生活を営ませようとするものである。

2 アフターケアの範囲の基準

- (1)・(2) (略)
- (3) 「検査」は、次に掲げる検査を、(1)の「診察」の結果医学的に必要と認められる者に

<p>対し、それぞれに掲げる範囲で行う。</p> <p>ア <u>末梢^{しょう}血液一般・生化学的検査</u> 原則として1月に1回行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 「薬剤又は治療材料の支給」は、次に掲げる薬剤を、(1)の「診察」の都度、必要に応じて<u>支給する。ただし、エについては、疼痛^{とう}の治療や処置への効果が医学的に認められる薬剤（抗うつ薬及び抗けいれん薬）に限る。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>末梢^{しょう}神経障害治療薬</u></p> <p>ウ <u>神経障害性疼痛^{とう}治療薬</u></p> <p>エ <u>向精神薬</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>対し、それぞれに掲げる範囲で行う。</p> <p>ア <u>末しょう血液一般・生化学的検査</u> 原則として1月に1回行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 「薬剤又は治療材料の支給」は、次に掲げる薬剤を、(1)の「診察」の都度、必要に応じて<u>支給する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>末しょう神経障害治療薬</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>
--	--

以 上